

## 4.2.19 特別研究委員会運営規程

1990年1月24日理事会決  
1992年3月18日理事会改正決 イ)  
2001年5月15日理事会改正決 ロ)  
2001年10月9日理事会改正決 ハ)  
2002年10月9日理事会改正決 ニ)

第1条(目的) 特別研究委員会(以下特別研究委員会という)は、分野横断的研究、境界領域の研究、新分野・新領域の研究等(萌芽的研究を含む)を実施し、本会の学術推進活動に寄与することを目的とする。 イ)ハ)ニ)

第2条(設置提案) ニ)

1. 設置提案は公募する。 イ)ロ)ハ)ニ)
2. 特別研究委員会の設置提案者は、本会会員または複数の調査研究委員会でなければならない。 ニ)
3. 設置提案は、原則として毎年11月15日までに研究テーマ、目的、委員候補、活動内容、予想される成果・効果、提案者等を記載した設置提案書の提出をもって行う。 ニ)
4. 学術推進委員会は提案書にもとづいて選考を行い、設置の可否を決定する。

イ)ロ)ニ)

第3条(組織・名称)

1. 特別研究委員会は学術推進委員会の下部組織とする。 ロ)ニ)
2. 特別研究委員会は、委員長・幹事・委員で構成し、委員長・幹事は委員の互選による。 ニ)
3. 特別研究委員会は必要に応じ、関係他学協会、諸機関から、委員の参加を求めることができる。 ニ)
4. 特別研究委員会は必要に応じ、小委員会を設けることができる。 ニ)
5. 名称は 特別研究委員会とする。

第4条(設置期間)

1. 特別研究委員会の設置期間は2年以内とする。 ハ)ニ)

第5条(予算等) 特別研究委員会の予算は、学術推進委員会が定める。 ロ)ニ)

第6条(成果) 特別研究委員会は毎年度ごとに活動の経過を学術推進委員会に報告し、設置期間終了時までに報告書を作成し公表するものとする。 ニ)

第7条(その他) この規程に定める事項以外は、「調査研究関係専門委員会運営に関する共通規程」に準ずる。 ハ)ニ)

付 則

1. この規程は1992年3月18日より適用する。 イ)
2. この規程は2001年5月15日より適用する。 ロ)  
注1. 2001年5月15日「学術委員会」を「学術推進委員会」と改称。
3. この規程は2001年10月9日より適用する。 ハ)
4. この規程は2002年10月9日より適用する。 ニ)